

資料 3 その他関連事項

1 法テラスの予算構造・独自財源確保の取組 ————— 1

(1) 法テラスの予算構造概要

(2) 寄附収入等の独自財源

2 ビッグデータの活用 ————— 4

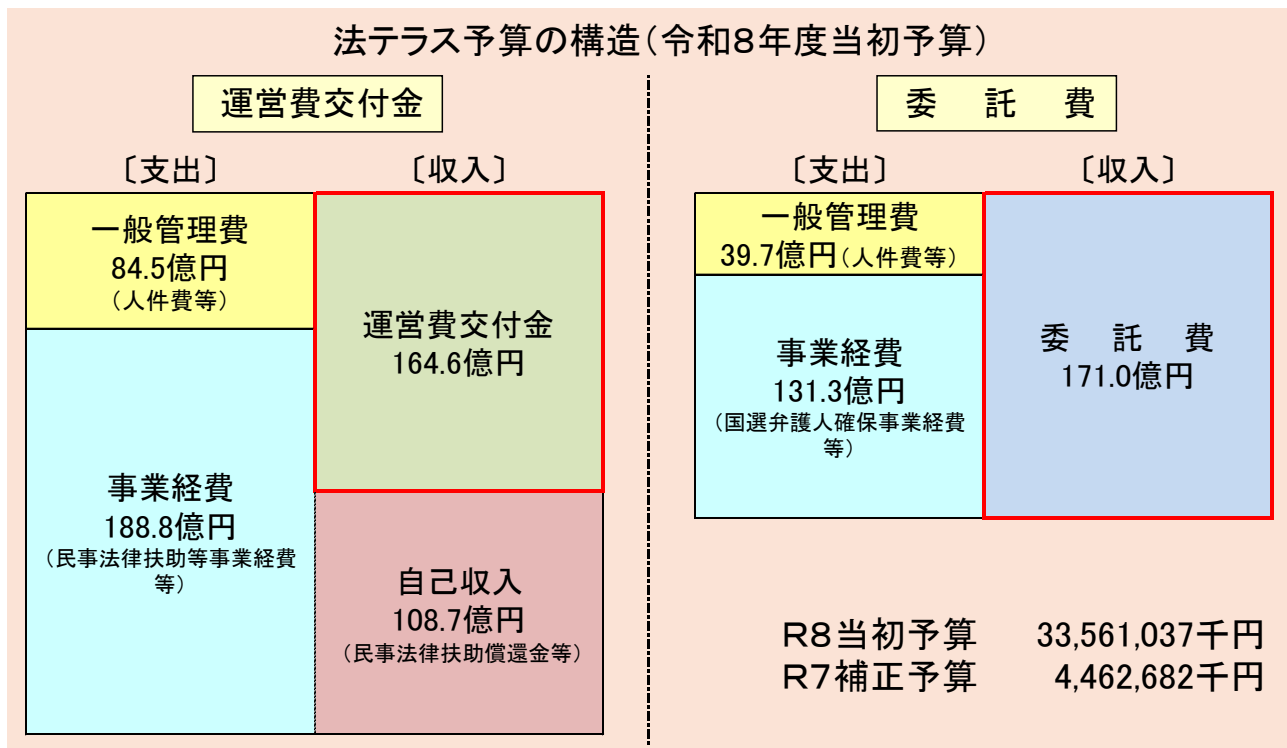
添付資料 1 賃借対照表（令和 6 年度）

添付資料 2 損益計算書（令和 6 年度）

添付資料 3 法テラスの在り方に関する有識者検討会第 1 回会議
配布資料 4～8（再掲）

1 法テラスの予算構造・独自財源確保の取組

(1) 法テラスの予算構造概要



○ 運営費交付金

- ・ 民事法律扶助や情報提供業務等の財源として国から交付される交付金であり、自己収入と併せて、事業運営の財源となる。

○ 委託費

- ・ 国の事務や事業を他の機関等に委託して行わせる場合に、その反対給付として支払われる費用であり、使途が定められている。法テラスにおいては、国選弁護人確保事業等について支払われる費用がこれに該当する。

○ 自己収入

- ・ 民事法律扶助の償還金、常勤弁護士が受任した有償事件の報酬、寄附金などの国の予算によらない収入のこと。令和8年度予算においては、「自己収入」の約95%が償還金収入。

※ 上記の予算構造には、日本弁護士連合会委託援助に係る受託事業収入並びに同事業に関する事業経費及び一般管理費は含まれていない。

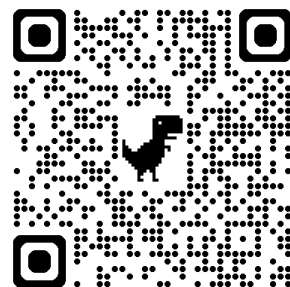
(2) 寄附収入等の独自財源

■ 一般寄附

○ 寄附の手続

① Syncable（シンカブル）※を利用する方式

- ・ 年会費方式（法テラス応援団）⇒クレジットカード
- ・ 1回の寄付⇒クレジットカード・AmazonPay・振込



② 法テラスへの直接寄附（大口寄附を想定）

- ・ 法テラスのWEBサイト上で公開されている寄附金確認書（申込書）を全国の法テラス（本部、地方事務所、支部）に提出し、指定口座へ振込みを行って寄附する方法。法テラスが寄附金の納付を確認した後、速やかに「領収証」を発行する。

※非営利団体向けの寄付プラットフォーム

○ 税制法上の優遇措置

① 個人

・ 所得税の優遇措置

特定寄附金として、所定の計算方法により得られた額が所得税の寄附金控除（所得控除）の対象となる。

・ 個人住民税の優遇措置

寄附者の住所地の都道府県又は市区町村において、条例で法テラスを寄附金税額控除の対象となる法人に指定している場合には、所定の計算方法により得られた額が個人住民税の税額控除の対象となる。

② 法人

・ 法人税の優遇措置

特定公益増進法人に対する寄附として、所定の計算式により得られた額（特別損金算入限度額）以内の金額を、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入できる。

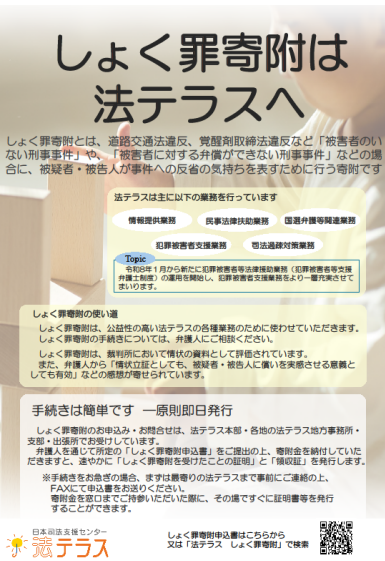
1 法テラスの予算構造・独自財源確保の取組

■ しよく罪寄附

しよく罪寄附とは、道路交通法違反、覚せい剤取締法違反など「被害者のいない事件」や「被害者に対する弁償ができない刑事事件」などの場合に、被疑者・被告人が事件への反省の気持ちを表すために行う寄附。しよく罪寄附を行った事実は、裁判所において情状の資料として評価され得る。

○ 寄附の手続

弁護人を通じて所定の「しよく罪寄附申込書」を最寄りの法テラスに提出し、指定口座への振込み又は法テラス窓口へ持参をする。法テラスは、寄附金の納付を確認した後、速やかに「しよく罪寄附を受けたことの証明」と「領収証」を発行する。



■ 有償事業

法テラス（常勤弁護士）は、司法過疎地域において、有償の法的支援を実施することができる（総合法律支援法第30条第1項第7号）。

総合法律支援法第30条第1項（抄）

支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

七 弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

寄付金等収入実績の推移（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般寄附	3,396	72,692	26,609	12,478	8,839
しよく罪寄附	53,986	38,316	39,945	30,792	49,383
有償事業	168,184	157,649	187,130	155,576	180,912

1 法テラスの予算構造・独自財源確保の取組

■ クラウドファンディングの活用例

- 目的 ①令和6年度能登半島地震の被災地支援
⇒ 石川県内において移動相談車両「法テラス号」を運行
- ②子ども支援
⇒ ひとり親家庭の支援等を目的とする相談会を開催
- 期間 令和6年12月16日～令和7年2月14日
- 実績 目標額300万円に対し、361万7,794円



法テラス号の内部



法テラス号の外観

(法テラス白書令和6年度版より引用)

- 目的 寄附募集を契機として、被災者や子どもへの支援の必要性をより強く訴えかけたい
⇒ 寄附プラットフォームにおいて、「法テラス号」を活用した相談会の様子や被災地の現状、子ども支援の必要性を伝える記事を発信

ドライバーMの「法テラス号」運行日誌（番外編）

2024/12/24 18:28



こんにちは。「法テラス号」ドライバーのMです。
「引き継ぎ船隻に「法テラス号」を！」ということで行っておりますご寄付のお願いですが、
もっと多く大助の支援がご実感くださっており、大変喜ばれています。
そうした中、「法テラス号」応援しています！愛護は続けて、」との応援メッセージをいただきました。本当にありがとうございます。

こどもに法的支援を届けたい1



もっと早くに、こどもと親が法的支援につながっていたらと思うことがあります。

例えば、Aさんのケースです（プライバシー保護のため一部事実を修正しています。）

Aさん（小学3年生男子）は、もともと父親と母親との3人暮らしでした。父親は焼鳥屋を営営、母親は専業主婦でたまに父親の焼鳥屋を手伝っていました。

(法テラス白書令和6年度版、法テラスホームページより引用)

2 ビッグデータの活用

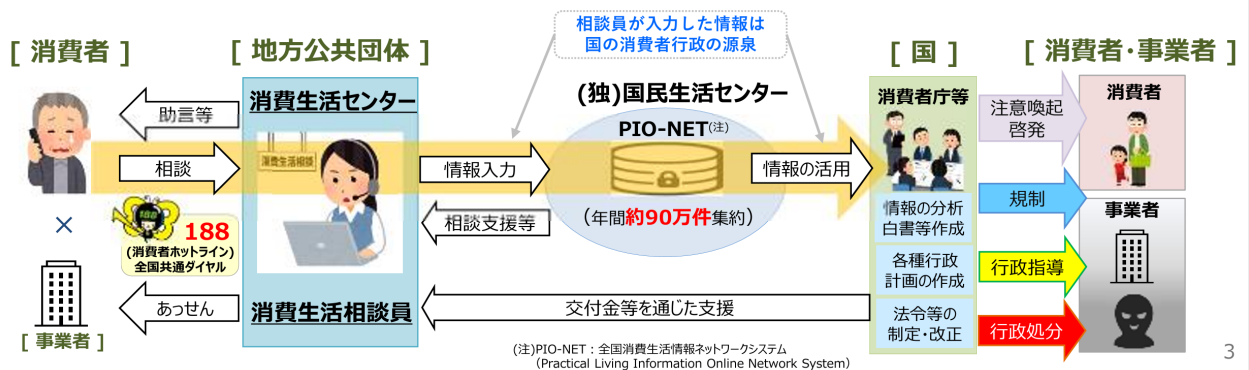
地方消費者行政の概要

1. 沿革・概要

- **消費者庁創設時（2009年）**、消費者安全法で都道府県、市町村の事務等を規定。
 - **地方公共団体の主な事務**：①**消費生活相談・あっせん・情報収集等**、②**見守りネットワーク**を通じて高齢者等の配慮を要する消費者の被害防止・救済、③**消費者教育・啓発**、④**事業者指導・法執行**（主に都道府県）等。
 - **消費生活センター**（注1）：**847か所**、**消費生活相談員**（注2）：**3,355名**、**年間約90万件の相談情報（うち、あっせん件数約10万件）**を集約。
- （注1）都道府県は必置、市区町村は設置の努力義務
要件：①週4日以上窓口を開所、②消費生活相談員を配置、③電子情報処理組織その他の設備（PIO-NET）を配備
設置数：都道府県：81か所、政令市：26か所、市区町村（除く政令市）731か所、広域連合・一部事務組合：9か所
（注2）消費生活相談員資格試験（国家資格）合格者数：1,795名

2. 国と地方の関係

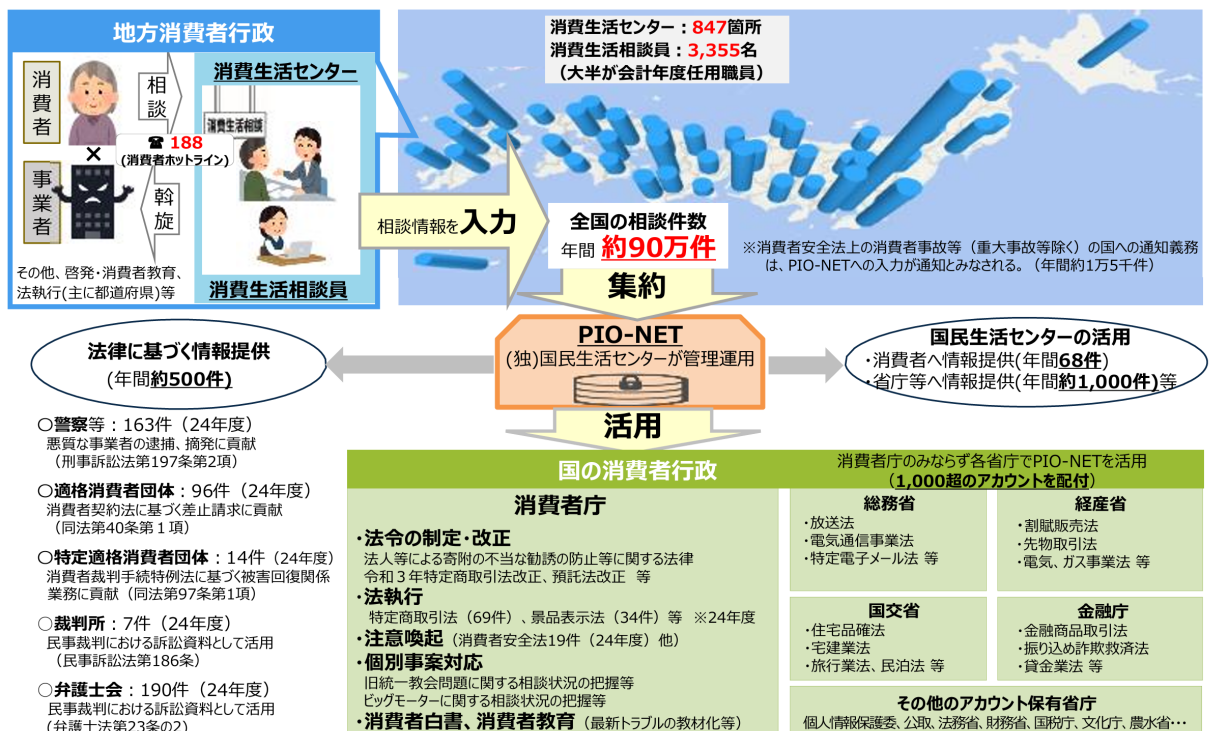
- **地方公共団体**：住民サービスの一環として消費者からの相談対応や事業者とのあっせん等を実施。
- **国（消費者庁）**：地方支分部局を持たず、地方公共団体が実施する消費生活相談に関する情報集約を通じ各地の消費者問題の実情把握を行い、それを基に政策を企画・立案・執行。
- 相談員が聞き取った情報は、**国の消費者行政を支える基盤**であり、**現場の相談機能の安定・充実**は、**国にとっても不可欠な要素**。



3

消費者行政における国と地方との関係

- 地方の消費生活センター等での相談で得られた情報は、PIO-NETを通じて国に集約。それを基に国（各府省庁）は行政処分、法令制定・改正、計画策定等を実施
 - 消費者庁は自ら地方支分部局を持たず、地方自治体による相談事務遂行を通じて得られた情報により消費者問題の実情把握を行い、政策を企画・立案し、執行
- ⇒ **地方消費者行政の安定・充実**は、**国の消費者行政の推進に不可欠な要素**



4

(消費者庁提供資料)

添付資料 1 貸借対照表（令和 6 年度）

貸 借 対 照 表
（令和7年3月31日）

法人単位 (単位:円)

資産の部			
流動資産			
現金及び預金		9,699,454,559	
貯蔵品		7,491,039	
前払費用		160,304,573	
未収金	1,381,503,109		
貸倒引当金	<u>△ 293,500,987</u>	1,088,002,122	
民事法律扶助立替金	28,850,527,476		
貸倒引当金	<u>△ 21,411,909,161</u>	7,438,618,315	
賞与引当金見返(注)		634,358,750	
流動資産合計			19,028,229,358
固定資産			
有形固定資産			
建物	1,325,530,120		
建物減価償却累計額	<u>△ 919,240,859</u>	406,289,261	
工具器具備品	626,017,248		
工具器具備品減価償却累計額	<u>△ 211,612,891</u>	414,404,357	
有形固定資産合計		820,693,618	
無形固定資産			
電話加入権		14,800	
ソフトウェア		2,388,220,606	
ソフトウェア仮勘定		143,000,000	
無形固定資産合計		2,531,235,406	
投資その他の資産			
破産更生債権等	11,419,991,442		
貸倒引当金	<u>△ 11,419,991,442</u>	0	
敷金・保証金		201,099,133	
退職給付引当金見返(注)		3,968,933,886	
投資その他の資産合計		4,170,033,019	
固定資産合計			7,521,962,043
資産合計			<u>26,550,191,401</u>
負債の部			
流動負債			
運営費交付金債務(注)		1,019,145,718	
預り寄附金(注)		39,948,782	
未払金		6,542,332,290	
未払費用		6,777,431	
前受金		119,704,209	
預り金		354,471,189	
リース債務		486,118,591	
引当金			
賞与引当金		634,358,750	
流動負債合計			9,202,856,960
固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金(注)	8,612,112,099		
ソフトウェア仮勘定見返運営費交付金(注)	105,820,000		
資産見返物品受贈額(注)	<u>804,875</u>	8,718,736,974	
長期預り寄附金(注)		32,226,973	
長期リース債務		1,228,219,554	
引当金			
退職給付引当金		3,968,933,886	
資産除去債務		244,666,948	
固定負債合計			14,192,784,335
負債合計			23,395,641,295
純資産の部			
資本金			
政府出資金		351,000,000	
資本金合計			351,000,000
資本剰余金			
資本剰余金		552,204,246	
資本剰余金合計			552,204,246
利益剰余金			
利益剰余金		2,251,345,860	
利益剰余金合計			2,251,345,860
純資産合計			3,154,550,106
負債及び純資産合計			<u>26,550,191,401</u>

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

添付資料2 損益計算書（令和6年度）

損益計算書 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

法人単位

(単位:円)

経常費用

業務費

契約弁護士報酬	16,646,031,089	
人件費	7,045,835,964	
貸倒引当金繰入額	5,761,295,953	
貸倒損失	464,072,861	
減価償却費	55,290,544	
その他	593,114,631	30,565,641,042

一般管理費

人件費	2,146,037,498	
不動産賃借料	1,564,739,267	
業務委託費	788,817,673	
通信運搬費	255,017,651	
広告宣伝費	131,327,178	
減価償却費	902,333,080	
その他	847,138,923	6,635,411,270

財務費用

支払利息	29,458,349	29,458,349
------	------------	------------

経常費用合計

37,230,510,661

経常収益

運営費交付金収益(注)	10,634,004,801	
政府受託収益	17,596,986,954	
民事法律扶助事業収益	446,381,528	
有償受任事業収益	197,631,579	
日弁連受託事業収益	973,750,971	
その他事業収益	22,465,257	
寄附金収益(注)	47,553,686	

資産見返負債戻入(注)

資産見返運営費交付金戻入(注)	6,500,768,702	6,500,768,702
賞与引当金見返に係る収益(注)		634,358,750
退職給付引当金見返に係る収益(注)		514,565,000

財務収益

受取利息	4,488,515	4,488,515
------	-----------	-----------

雑益

62,492,009

経常収益合計

37,635,447,752

経常利益

404,937,091

当期純利益

404,937,091

当期総利益

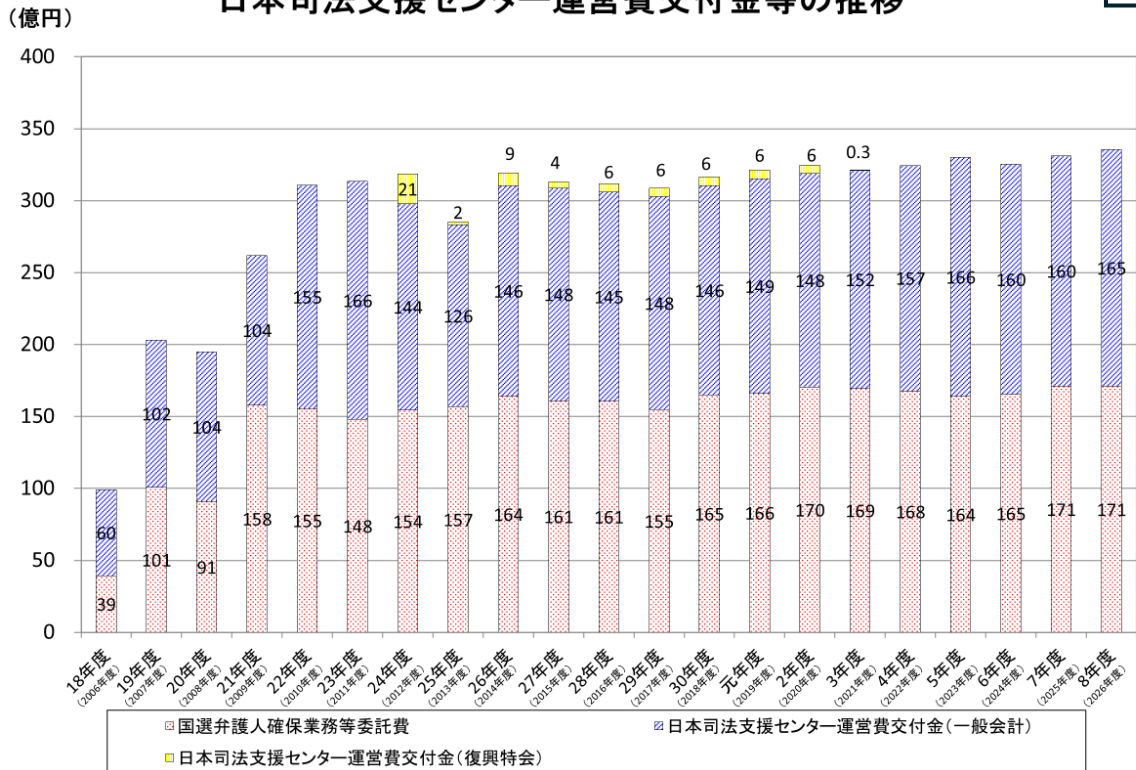
404,937,091

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

添付資料3 法テラスの在り方に関する有識者検討会 第1回配布資料4～8（再掲）

資料4

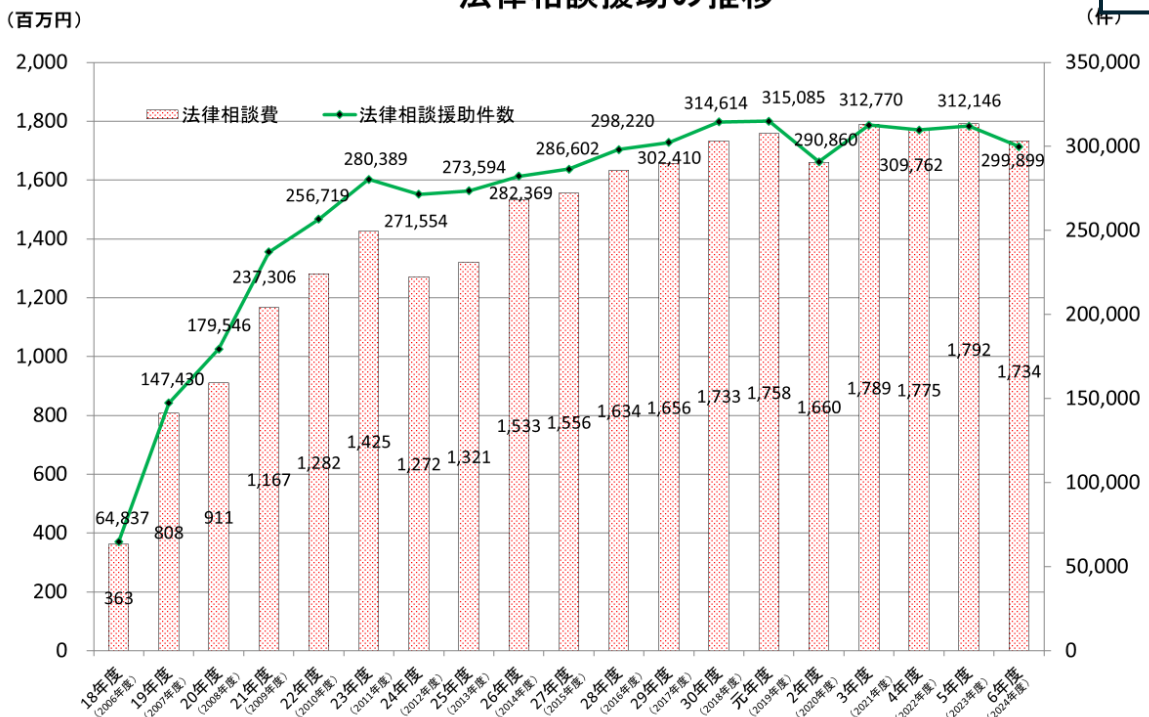
日本司法支援センター運営費交付金等の推移



※ いずれも当初予算額

資料5

法律相談援助の推移

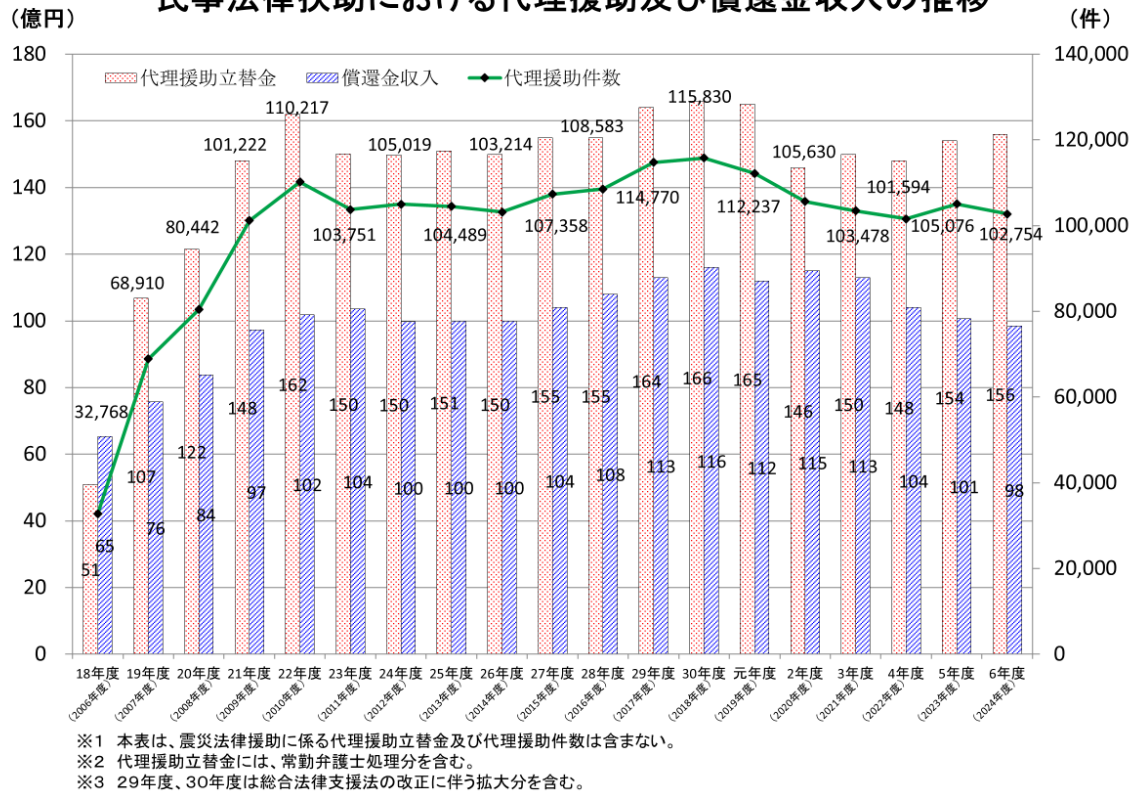


※1 本表は、震災法律援助に係る法律援助費及び法律相談援助件数は含まない。
 ※2 法律相談費には、常勤弁護士処理分を含まない(法律相談援助件数には常勤弁護士処理分を含む)。
 ※3 29年度、30年度は総合法律支援法の改正に伴う拡大分を含む。

添付資料3 法テラスの在り方に関する有識者検討会 第1回配布資料4～8（再掲）

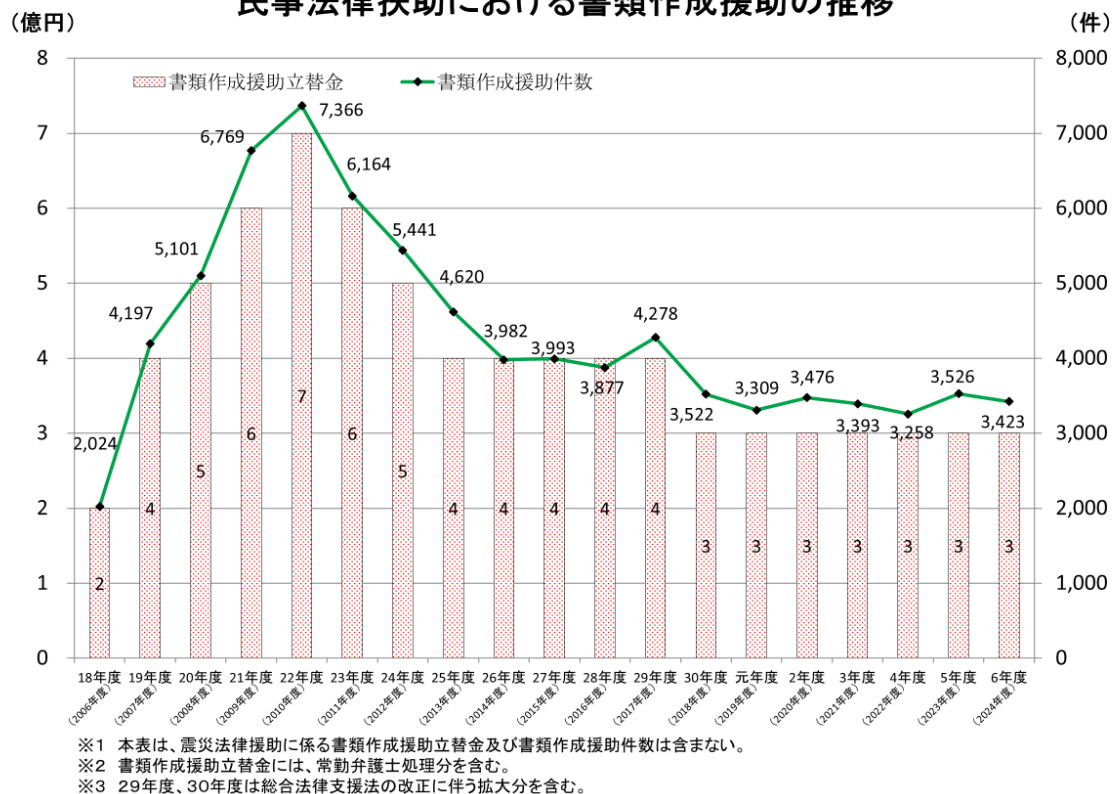
資料6

民事法律扶助における代理援助及び償還金収入の推移



資料7

民事法律扶助における書類作成援助の推移



添付資料3 法テラスの在り方に関する有識者検討会 第1回配布資料4～8（再掲）

資料8

国選弁護等関連業務実績の推移

